

工場・事業場(特定工場)の騒音規制

◆騒音の規制基準

(単位:デシベル)

区域の区分		時間の区分			
		朝 (午前6時～ 午前8時)	昼 (午前8時～ 午後7時)	夕 (午後7時～ 午後10時)	夜 (午後10時～ 午前6時)
1種	第1種低層住居専用地域	45	50	45	45
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
2種	第1種住居地域	50	55	50	45
	第2種住居地域				
	準住居地域				
	用途地域の指定のない区域 都市計画区域の指定のない区域				
3種	近隣商業地域	60	65	60	50
	商業地域				
	準工業地域				
4種	工業地域	65	70	65	60
	工業専用地域のうち、工業専用地域を除く都市計画区域との境界線から内部への水平距離が100mまでの区域				

(注)1 規制基準は特定施設ごとではなく、工場・事業場全体にかかります。

2 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値です。

3 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5デシベル減じた値とします(第1種区域は除く)。

4 第2種区域の用途地域の指定がされていない区域における都市計画法第29条第1項第5号、第34条第6号または第34条の2第1項に規定する開発行為に起因して、当該区域について第2種区域に係る規制基準を適用することが適当でないと認められるに至ったときは、当該区域について適用すべき規制基準は、別に定めるものとします。

工場・事業場(特定工場)の振動規制

◆振動の規制基準

(単位:デシベル)

区域の区分		時間の区分	昼 (午前8時~午後7時)	夜 (午後7時~午前8時)
1種	第1種低層住居専用地域		60	55
	第2種低層住居専用地域			
	第1種中高層住居専用地域			
	第2種中高層住居専用地域			
	第1種住居地域			
	第2種住居地域			
	準住居地域			
	用途地域の指定のない区域			
2種	近隣商業地域		65	60
	商業地域			
	準工業地域			
	工業地域			

(注)1 規制基準は特定施設ごとではなく、工場・事業場全体にかかります。

2 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値です。

3 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5デシベル減じた値とします。